

設計仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 串本町立串本統合小学校基本設計・実施設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (仮称：串本町立串本統合小学校)
- (2) 敷地の場所 (串本町 串本・鬮野川 地内)
- (3) 施設用途 (小学校及び体育館)

平成 31 年国土交通省告示第 98 号 別添二 第七号 第 1 類及び
第三号 第 1 類とする。

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「・」印がついたものを適用する。「・」印の付かない場合は、「※」を適用する。

「・」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 ($\approx 25,000 \text{ m}^2$)
- b. 用途地域及び地区の指定 非線引き都市計画区域（法 22 条） 建ぺい率 70%
容積率 200%・300% 道路斜線規制 1.5
隣地斜線規制 2.5

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積（国有財産法に基づく計画面積） 検討による増減あり。
(小学校・体育館合わせ 5,200 m^2 以内想定※学童保育施設)
- b. 主要構造 (未定) ※設計（木造等検討）提案
- c. 耐震安全性分類 (協議により最終決定)
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。
 - 1) 構造体 (協議により決定。仮 小学校Ⅱ類 体育館Ⅱ類)
 - 2) 建築非構造部材 (協議により決定。仮 小学校B類 体育館A類)
 - 3) 建築設備 (協議により決定。仮 小学校乙類 体育館乙類)

(3) 建設の条件

- a. 予定工事費 基本設計により概算金額は令和 4 年 12 月 1 日までに算出する。
※実施設計による設計金額は概算金額を上回ってはならない。
- b. 建設工期 (～令和 7 年 12 月末日までに完成を目指す。)
※開校予定は令和 8 年 4 月 1 日。設計の早期完成に努めること。工事期間に
余裕のないことから工期短縮についての検討・提案（工法等）を行うこと。
また適正工期について検討し、予定工事工程表を作成すること。地域性等考
慮すること。(建築関係の職人は少ない。)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については次の資料による。

- ・基本構想等※大きさ（規模）については見直し検討を行うこと。事業化作成資料等を参考に

しながら設計を進めること。必要に応じ協議を行い遅延が無いよう確認しながら作業を進めること。

- ・小学校施設整備指針（文部科学省 最新版）を適用すること。準拠する事が困難な場合は協議を行うこと。
- ・敷地造成資料等（開発関係資料）
- ・CASBEE 学校・エコスクールプラス・ZEB Ready に適合した施設設計を行う。基準等については協議（比較資料作成）により確定する。認定に必要となる資料作成を行う。
- ・新時代の学校建設について別途設計支援（新時代の学びの環境整備先導的開発事業委託）を委託する予定をしています。協議で必要となる検討用透視図（スケッチ）については本業務で作成してください。また設計協議（月 2 回程度予定）についても参加して頂きます。
- ・学校施設については地域住民への開放等の利用が考えられることから複合施設等の計画や将来考えられる利用計画に適用出来るよう設計を行い、対応できる計画とすること。（協議により決定）
- ・統合小学校用地として必要な敷地面積の検討を行う。（協議により決定）
- ・国庫補助金事業であることから別途必要な資料が必要な時は作成すること。

(5) 敷地測量・地質調査について

本業務で敷地測量を行う。開発行為で作成した座標データ(100点程度)を現地復元する。用地境界はプラスチック杭又は金属釘等で設置する。基準点については串本町が指示する点を使用してよいものとする。確認申請に必要な敷地測量図の作成及び工事で必要となる基準点の設置等（復元及び確認のため）も本業務で行うものとする。

地盤調査については施設配置決定（承認）後、早期にボーリング調査についての調査位置図・設計書・数量書・仕様書等を作成し、監督職員に提出すること。小学校用地については谷筋に沿って0～40m程度埋め立てた敷地となっており、地山については傾斜となっております。また配置決定前に地盤調査が必要となる場合は協議により計画を行うこと。

※配置については和歌山県崖条例等確認を行うこと。

また敷地調査等にあたっては事前に担当課と日程調整（事前確認）を行い、現地入りすること。

(6) 設計書の作成について

工事費削減の観点からは1工事（外構含む）での工事入札が考えられるが、工期短縮の観点・地元経済活性化の観点等の視点も考慮し比較検討を行い、協議決定（分割方法等）することとする。補助金等の関係から別途、学童保育施設にかかる費用、敷地測量・地質調査にかかる費用を算出すること。金額の算出方法については協議による。

(7) 外構について

住宅地へグラウンドの砂埃等が飛散しないよう計画すること。特に風が強い地域であることから強風対策・塩害対策を行うこと。（工事中の計画含む）グラウンドには100mレーンを設ける計画とする。サンゴ台中央線からの進入路についても検討を行い、乗り入れ計画を行う。また全体工期・将来想定される開発等も考慮し、乗り入れ計画を行うこと。

(8) 構造決定について

耐久性・工事期限・起債等の条件を確認し、コストだけでなく学校施設にふさわしい構造を採用する。比較検討資料を作成し、協議決定することとする。

杭工事が必要な場合については工事期間等を確認の上、必要に応じ杭工事の工事設計書を作成すること。設計書の分割方法等については協議による。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（最新版）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

・ 積算業務

- ・ 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- ・ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- ・ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

・ 透視図作成

[A3 カラー作成 電子データ含む]

- ・ 計画通知、確認申請手続き業務（手数料の納付別途）
- ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）
- ・ 建築物省エネ法関係計算書の作成及び申請手続き業務（手数料の納付別途）
- ・ リサイクル計画書の作成（必要時）
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 建築物の利用に関する説明書の作成（メンテナンス含む）
- ・ 議会（住民）説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを含む）
議会質問等の回答支援・専門的な支援を行う。
- ・ 日影図の作成（必要時）
- ・ コスト縮減のための検討資料（VE 検討書等含む）
- ・ 構造決定のための資料作成（木質化・木造・CLT の検討・杭構造決定資料等含む）
- ・ 和歌山県福祉まちづくり条例適合資料作成
- ・ 和歌山県崖条例の適合資料作成
- ・ 景観条例届出資料作成
- ・ 地盤調査内容についての設計書・仕様書等作成及び調査結果についての考察

2. 業務の実績

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適応基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。※記載無きは最新版を採用する。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| a. 共 通 | (番 号 等) |
| ・官庁施設の基本的性能基準 | () |
| ・官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領 | () |
| ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | () |
| ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | () |
| ・官庁施設の環境保全性に関する基準 | () |
| ・官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 | () |
| ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 | () |
| ・省エネルギー建築設計指針 | () |
| ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案) | () |
| ・建築設計業務等電子納品要領(案) | () |
| ・建築CAD図面作成要領(案) | () |
| ・公共建築工事積算基準 | () |
| ・公共建築工事共通費積算基準 | () |
| ・建築物解体工事共通仕様書 | () |
| ・建築工事における建設副産物監理マニュアル | () |
| b. 建 築 | |
| ・建築工事設計図書作成基準 | () |
| ・敷地調査共通仕様書 | () |
| ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | () |
| ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | () |
| ・建築設計基準 | () |
| ・建築構造設計基準 | () |
| ・建築工事標準詳細図 | () |
| ・擁壁設計標準図 | () |
| ・構内舗装・排水設計基準 | () |
| ・表示・標識標準 | () |
| c. 建築積算 | |
| ・公共建築数量積算基準 | () |
| ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） | () |
| ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編） | () |
| ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編） | () |

d. 設 備

- ・ 建築設備計画基準 ()
- ・ 建築設備設計基準 ()
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準 ()
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) ()
- ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) ()
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) ()
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) ()
- ・ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) ()
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) ()
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ()
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針 ()
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 ()
- ・ 食品ごみ処理設備設計計画指針 ()

e. 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準 ()
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) ()
- ・ 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) ()

(3) 提出書類

※業務実績情報登録の要否

- ・ ②

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIX) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了調査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (監督職員の押印済み)」を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

- ・ 不要

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、事務経験年数、平成 24 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務の実績、担当した公共・民間発注の業務実績及び手持業務状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、事務経験年数、平成 24 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務の実績、担当した公共・民間発注の業務実績及び手持業務状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、保有資格、事務経験年数、平成 24 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務の実績
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容 (協力がある場合)
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、事務経験年数、平成 24 年 4 月以降に完了した業務の実績・手持業務の

状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「平成 24 年 4 月以降に完了した同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ① 平成 24 年 4 月以降に完成した施設の設計業務実績
- ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、該当業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- ③ 次を満たす施設の設計業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象施設は、小学校・中学校（義務教育学校・中高一貫校）とする。
 - (イ) 類似業務の実績における対象施設は、幼稚園、こども園、特別支援学校、高等学校、図書館、公民館とする。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては該当法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- ・ 建築士法第 20 条第 5 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(6) 貸与資料等

- (a) 既存設計図書等
 - ・ 既存小学校の資料（必要時）
- (b) 既存資料
 - ・ 敷地資料（開発資料）
- (c) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	適 用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用基準等のうち、貸与に○印のついたもの ・ 	

貸与場所 （本庁） 貸与期間 （業務期間）
返却場所 （本庁） 返却時期 （業務完了後直ちに）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時及び打ち合わせ時
- (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) 構造協議、階数協議、間取協議、配置協議、外構協議、設備協議、概算金額協議、内装・外装協議、等必要に応じ提案（比較資料作成）し、打合せを行うこととする。
- (d) 別途発注予定の設計支援者との打合せ内容。

(e) その他

(8) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲 (基本設計 (地盤調査等含む) の完成)

・指定部分の履行期限 (令和5年3月31日)

(b) 成果物の提出場所 (本庁)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができる。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とする。

① 写真は、町広報・HP等は無償で使用することができる。

この場合において、著作者名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

3. 成果物、提出部数表

(1) 基本設計 ※成果物は適宜追加すること。協議により必要無いものは省くことができる。

成果物	原本	陽画枚	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築(総合) ・建築(総合)基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) ・工事費概算書 ・仮設計画概要書 ・外構計画書	各3部	()部		
b. 建築(構造) ・建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造計算概要書 ・工事費概算書 ・	各3部	()部		
c. 電気設備 ・電気設備基本設計図書	各3部	()部		

電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・	各3部	()部		
d. 機械設備 ・機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・工事費概算書 ・	各3部	()部		
e. その他 ・透視図（外観5面 校舎10面 体育館5面以上） ・模型（敷地全体が分かるように作成。 サイズはA0以上とする。材料はスチレン ボード、木材、スタイロホーム、アクリ ル等 カバーケース含む） ・リサイクル計画書 ・設計説明書 ・	各3部	1個	必要時 各3部	()部
f. 資料 ・各種技術資料 ・各記録書 ・新時代の学校づくりに関する資料	随時 随時 随時			

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 建築(意匠)設計図書は、適宜、追加してもよい。
- : 成果物は、監督職員の指示による。製本（原寸1部及びA3判2部）を基本とする。
- : 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

<p>機器表</p> <p>衛生器具設備図</p> <p>給水設備図</p> <p>排水設備図</p> <p>給湯設備図</p> <p>消化設備図</p> <p>厨房設備図</p> <p>ガス設備図</p> <p>尿尿消化設備図（浄化槽）</p> <p>ゴミ処理設備図</p> <p>さく井設備図</p> <p>屋外設備図</p> <p>高置タンク設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機設備設計図 昇降機設備図 搬送機設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・計画通知図書 ・中高層建築物の届出書 	<p>必要時</p> <p>必要時</p> <p>各 3 部</p> <p>()部</p> <p>各 3 部</p> <p>()部</p> <p>各 3 部</p> <p>()部</p> <p>各 3 部</p> <p>()部</p> <p>必要時</p> <p>()部</p>			
<p>e. 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事積算数量算出書 ・建築工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・営繕工事積算チェックリスト 	<p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p>			
<p>f. 電気設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備工事積算数量算出書 ・電気設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・ 	<p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p>			
<p>g. 機械設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械設備工事積算数量算出書 ・機械設備工事積算数量調書 ・見積書等関係資料 ・ 	<p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p> <p>各 3 部</p>			
<p>h. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透視図（外観 5 面、校舎 10 面、 体育館 5 面以上） ・透視図の写真 ・模型（サイズ A0 以上 材料はスチレンボ ード、木材、スタイロホーム、アクリル等 	<p>各 3 部</p> <p>1 個</p>			

カバーケース含む)				
・防災計画書	各3部			
・建築物省エネ法関係計算書(適合判定)	各1部			
・リサイクル計画書	必要時			
・設計説明書	各3部			
・概略工事工程表	各3部			
・広報ポスター用資料	各1部			
・施設使用条件書(災害時)	各3部			
・和歌山県福祉まちづくり条例届出書	各1部			
・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)	必要時			
・グリーン庁舎評定システム(GBES)	必要時			
・グリーン診断・改修計画システム(GBES-Re)	必要時			
・入札用 金入り・金抜き設計書(建築・電気・設備・外構等)	各1部			
・入札用 図面(建築・電気・設備・外構)	各1部			
i. 資料				
・各種技術資料	各1部			
・構造計算データ	各1部			
・各記録書	各1部			
・				

(注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督職員の指示によるものとする。基本は製本(原寸1部及びA3判2部)とする。

: 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領(案)」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。